介護保険サービス

利用ガイドブック

令和５年６月１日更新

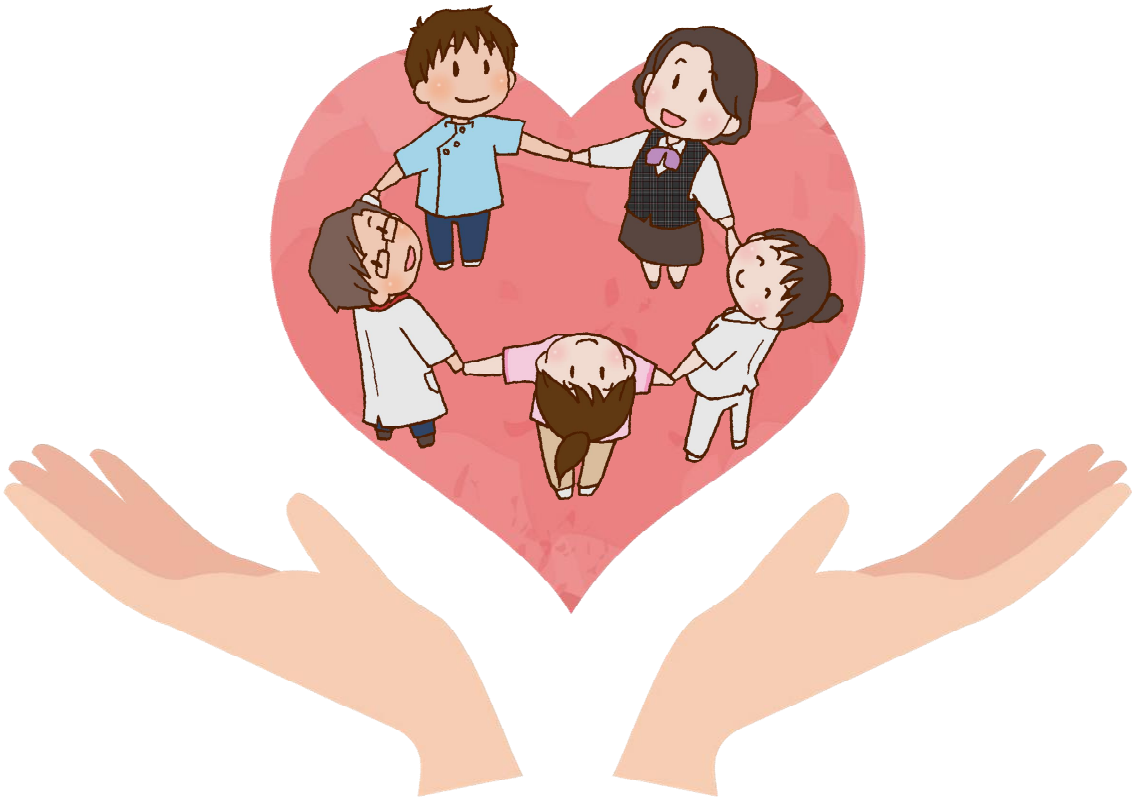

介護保険とは

介護や支援が必要になっても、その人らしく自立した生活を送るため、「できないことを補う」だけでなく「できることを引き出す」サービスを提供します。

三条市

目　次

介護保険サービスの適切な使い方…… 1
サービスを利用するまでの手続きの流れ…… 2
要介護認定の流れ…… 4
サービス事業利用の流れ…… 6
利用者負担割合…… 8
介護保険料を滞納していると…… 8
在宅サービスの利用限度額…… 9
利用者負担が高額になったときは…… 10
　高額介護（介護予防）サービス費…… 10
　高額医療合算介護（介護予防）サービス費…… 11
介護予防・生活支援サービス…… 12
　訪問型サービス…… 12
　通所型サービス…… 13
介護保険サービス…… 14
　在宅サービス…… 14
　施設サービス…… 22
　地域密着型サービス…… 24
　共生型サービス…… 29
利用者の負担軽減制度…… 32
　食費・居住費（滞在費）の負担限度額…… 32
　社会福祉法人の軽減制度…… 33
在宅で生活し続けるための支援…… 34
　高齢者が安心して暮らせるためのサービス…… 34
　在宅介護を支援するサービス…… 35
介護予防に関する取組…… 36
　運動や健康づくりの取組…… 36
　外出や社会参加を進めるための取組…… 37
　口腔機能向上・栄養改善の取組…… 38
地域包括ケアシステム…… 38
在宅医療・介護関連に関する取組…… 39
認知症に関する取組…… 39
権利擁護に関する取組…… 42
　成年後見制度…… 43
介護保険サービスの相談、苦情…… 43
地域包括支援センター…… 44
相談・問合せ先…… 46

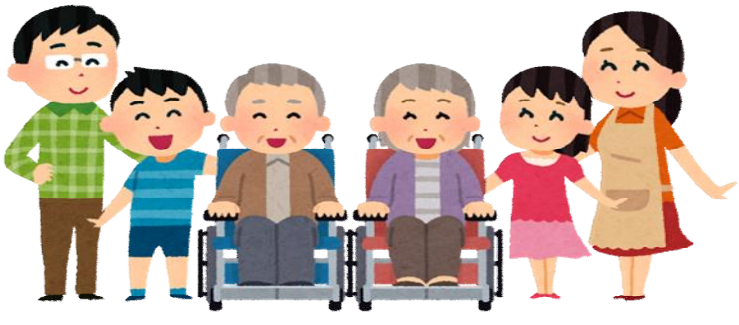

介護保険サービスの適切な使い方

その人に合ったサービスを利用することが大切です。

介護を必要とする状態になったとき、その状態が悪くならないようにするためには、必要以上にサービスを利用しても、利用を控え過ぎてもいけません。何が課題になっているかを整理して、それを改善できるサービスを選ぶことが大切です。その人に合ったサービスは、どんなものがあるのかケアマネジャー等に相談しながら適切なサービスを選びましょう。

サービスの利用方法を比べてみましょう

A子さん（79歳・女性）　要支援２

- **足腰が弱くなり、**長時間立って家事をすることが難しくなった。
- 毎週友だちと茶話会をしていたが、会場まで歩いて行けなくなり、現在はお休み中

＼ポイント／
要支援２は、介護予防サービスを利用すれば改善が見込める状態です。
弱まってきた足腰の筋力を回復させつつ、回復までの間の家事をサポートするサービスがA子さんにおすすめです。

※本イメージはあくまで一例です。適したサービスは個人によって異なります。

お世話中心のサービスの使い方

デイサービスでの入浴介助

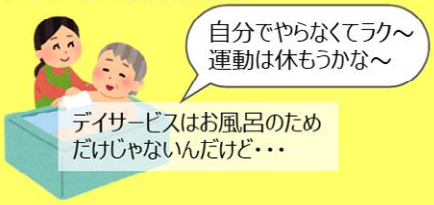

ヘルパーに何でも家事を依頼

自分でできていたこともサービスに頼ってしまい、やる気が低下

Ａ子さんにおすすめ！

自立を応援するサービスの使い方

デイサービスでの機能訓練

ヘルパーと一緒に調理などの家事

足腰の筋力も改善されてできなくなっていたことがまたできるように

介護サービスを上手に利用して**「なりたい自分」**を目指しましょう！

トピックス

年齢を重ねて少しずつ変化する心と体の状態を自分自身で普段からチェックして健康を維持することを国が定めています。

介護サービスの利用の前に

介護保険サービスは、適切なケアマネジメントがないと利用できません。

ケアマネジメントとは、その人の状況などから、適切で効果的な支援が何かを判断し、その内容に沿ってケアプランを作成してサービス提供事業所との連絡、調整などを行うことです。

医師が検査や診断、お薬の処方をするように、介護保険では介護の知識を幅広く持ったケアマネジャーが専門職として責任を持ってケアマネジメントを行います。

サービスを利用するまでの手続きの流れ

65歳以上の方

介護が必要な状態ですか？

日常生活で介助が必要と感じてきた・困りごとが増えてきた

寝たきり状態や認知症状があり、目が離せない状態です。

例えば…
・食事、排泄、移動に介助又は見守りが必要
・ひどい物忘れや同じ話をするような認知症状がある。

上記のような状態ではありません。

例えば…
・買い物や掃除、洗濯等の家事がおっくう、おろそかになってきた。
・閉じこもりがちで、食が細くなり元気がなくなってきた。

運動や体操教室など参加したい、地域の人と交流したい　等
（☞ サービスの詳細は36ページ）

要介護・要支援認定
（☞ 手続きの詳細は4ページ）

利用できるサービス

住宅改修や福祉用具のレンタルなどの介護（介護予防）サービス
（☞ サービスの詳細は14~31ページ）

訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）
（☞ サービスの詳細は12・13ページ）

基本チェックリストの実施
（☞ 手続きの詳細は6ページ）

利用できるサービス

訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）

短期集中型介護予防サービス

（☞ サービスの詳細は12・13ページ）

一般介護予防事業
（さんちゃん健康体操、介護予防教室、ｾｶﾝﾄﾞﾗｲﾌ応援ｽﾃｰｼｮﾝ等）
（☞ 詳細は36ページ）

40歳~64歳の方

特定疾病がある
（☞ 特定疾病の詳細は5ページ）

要介護・要支援認定
（☞ 手続きの詳細は　4ページ）

※要介護認定等の目安は、参考例であり、実際には介護認定審査会において本人の状態を総合的に判断して決定されます。

基本チェックリスト該当者

サービス事業対象者
要支援１～２と同程度の状態

認定結果の通知
要支援1･2　要介護1～5

認定

非該当

基本チェックリストの実施ができます。
（☞ 手続きの詳細は6ページ）

該当

介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出
サービス事業対象者

非該当

一般介護予防事業
さんちゃん健康体操、ｾｶﾝﾄﾞﾗｲﾌ応援ｽﾃｰｼｮﾝ等）が利用できます。
（☞ 詳細は36ページ）

認定結果の通知
要支援1･2　要介護1～5

認定

サービス利用計画の作成

サービス利用計画は**介護支援専門員（ケアマネジャー）＊**が無料で作成します。

（自分で作成することも可能）

サービス利用の開始

＊介護支援専門員とは・・・
介護の知識を幅広く持った専門家です。御本人に必要なサービスや社会資源を見立て計画する人です。

要介護認定等の目安

要支援1
生活機能の一部に若干の低下があり、介護予防サービスを利用すれば**改善が見込まれる。**

要支援2
生活機能の一部に低下があり、介護予防サービスを利用すれば**改善が見込まれる。**

要介護1
身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。何らかの認知症状がある。

要介護2
身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。

要介護3
身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で全般的な介助が必要。

要介護4
日常生活を営む機能がかなり低下しており、全面的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下あり、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。

要介護5
日常生活を営む機能が著しく低下しており、全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下もあり、意思の疎通が困難。

要介護認定の流れ

要介護・要支援認定申請からサービス利用までの流れ

申　請

【申請窓口】
三条市役所 高齢介護課 介護認定係
栄・下田サービスセンター

認定調査

調査員が自宅や入院先を訪問し、心身の状態などの聴き取り調査を行います。
※できるだけ日頃の様子が分かる方に立ち会いをお願いします。
※認定調査は、原則平日に行います。

主治医意見書

かかりつけの医師に意見書の作成を依頼します。

介護認定審査会

保健、医療、福祉の専門家が、認定調査と主治医意見書を基にどの程度の介護が必要かを判定します。

- 要支援1
- 要支援2
- 非該当
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

認 定 結 果 の 通 知

要支援１・２

地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成します。

介護予防サービスの利用

要介護１～５

居宅介護支援事業所が介護サービス計画を作成します。

介護サービスの利用

非該当

65歳以上の方は、基本チェックリストを実施し、該当すると、サービス事業が利用できます。（☞6ページ）

（サービスの内容は12~31ページをご覧ください。）

※　認定結果通知は、申請から３０日以内に送付します。
なお、３０日以内に結果を通知できない場合は、その旨お知らせします。

要介護・要支援認定の申請方法

① 申請書に住所、氏名などを記入します。
※ 申請書には、主治医の氏名も必要です。
申請をする前に、主治医に申請についてご相談ください。
（申請書は、主治医から記入していただくものではありません。）
② 次の必要書類を添えて申請書を提出します。

- 介護保険被保険者証（ピンク色）
- 医療保険の被保険者証
- マイナンバー（個人番号）カード

【代理人が申請する場合】
- 代理人の本人確認書類（※）
※運転免許証など顔写真付きの公的証明書１点。または、医療保険の被保険者証や年金証書など２点。

※特定疾病…老化が原因とされる16の特定の病気
40歳～64歳の方が特定疾病により介護や支援を必要とする状態である場合は、要介護認定等の申請ができます。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護（介護予防）サービスの利用

● 要支援１・２と判定された方
認定結果通知後、地域包括支援センターから連絡があります。
地域包括支援センターの専門職と相談しながら介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用します。なお、介護予防サービス計画の作成費用は無料です。

● 要介護１～５と判定された方
居宅介護支援事業所を選び、直接連絡します。居宅介護支援事業所の介護支援専門員と相談しながら介護サービス計画を作成し、サービスを利用します。
（自分で作成することも可能ですが、難しい手続きが多いため、事業所に依頼することをお勧めします。） なお、介護サービス計画の作成費用は無料です。
※ 認定前であっても介護サービス等を利用することはできます。詳しいことについては地域包括支援センターにご相談ください。

サービス事業利用の流れ

65歳以上の方は、要介護認定を受けなくても、基本チェックリスト（生活機能の低下を評価する簡易な調査票）により生活機能の低下が見られた場合、訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）を利用することができます。

サービス事業は、このほかに3か月間で生活機能の改善を目指す短期集中予防サービスがあります。

なお、住宅改修や福祉用具貸与などの介護（介護予防）サービスを希望する方や、寝たきり状態の方、認知症状があり目が離せない状態の方は、基本チェックリストによるサービス事業の利用はできません。要介護認定申請等が必要になります。

基本チェックリストの実施

基本チェックリストは、右の25項目で、運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等、介護の原因となりやすい生活機能の低下について調べるものです。

基本チェックリストの実施やご相談は、高齢介護課、各サービスセンター又はお住まいの地域の地域包括支援センター（連絡先は44～45ページ）で行うことができます。

原則、利用されるご本人が窓口に来所し、基本チェックリストに記入します。

基本チェックリストの回答結果が基準を満たしている場合、サービス事業対象者となります。

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で１人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	６ヶ月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長　　ｃｍ　体重　　kg　（ BMI ＝　　） (注)BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が 18.5 未満の場合に該当とする		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

基本チェックリスト該当から利用開始までの流れ

基本チェックリストの基準に該当したら、お住まいの地域の地域包括支援センターの職員と面談をします。その後、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出するとサービス事業対象者としての被保険者証が交付され、サービスの利用が始まります。

基本チェックリスト該当

【地域包括支援センターで実施した場合】

※ご本人と面談し、実施した場合

【市で実施した場合】

後日、お住まいの地域の地域包括支援センターの職員から基本チェックリストに記入された電話番号に連絡があります。

地域包括支援センターの職員がご本人と面談し、心身の状態を確認します。

介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市へ提出します。
（地域包括支援センターを経由して市へ提出することもできます。）

市から被保険者証が交付されます。
地域包括支援センター等の専門職と相談しながらサービス利用計画を作成し、サービス利用が始まります。

【サービス事業対象者の有効期間】
有効期間は、基本チェックリストを実施した翌月から12か月間になります。
（月の初日に実施した場合は、実施した月から12か月です。）
有効期間が満了する2か月前から、更新手続きをすることができます。再度、基本チェックリストを実施し、該当した場合に被保険者証の更新を行います。

【サービス事業利用中の要介護認定等】
サービス事業を利用し始めた後に、福祉用具のレンタル等の介護（介護予防）サービスが必要になった場合や心身の状態が悪化し、サービスが不足する場合は、要介護・要支援認定申請をすることができます。

利用者負担割合

介護保険サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に御負担いただきます。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されます。

負担割合は前年の所得によって決まるため、毎年７月に新しい負担割合証を交付します。（適用期間・・・８月１日～翌年７月31日）

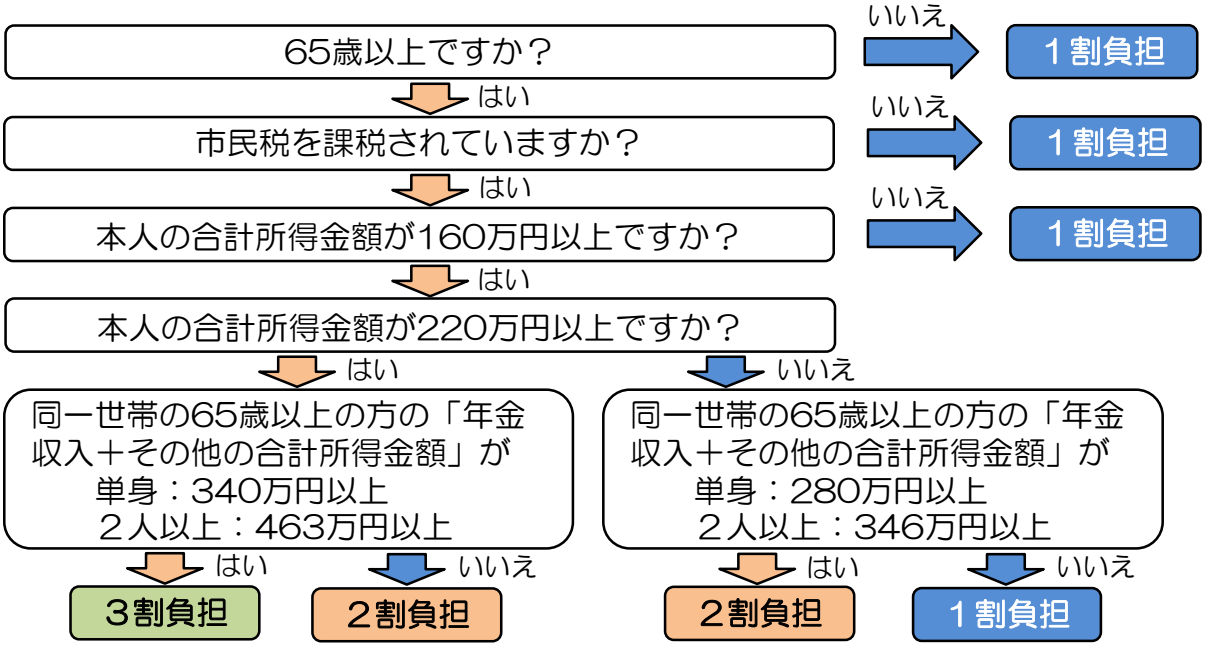

※１　「合計所得金額」…土地等の売却等により、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、地方税法上の合計所得金額から特別控除額を控除した額です。

※２　「その他の合計所得金額」…「合計所得金額」から年金収入に係る雑所得を除いた額です。

※３　平成30年度税制改革に伴う所得指標の見直しを行っています。

介護保険料を滞納していると…

特別な理由もなく保険料を納めずにいると、介護保険サービスを利用したときに、次のような措置がとられます。

１年間 滞納した場合	サービスを利用したときにサービス費用の１割（２割又は３割）を支払う方法から一旦利用料の全額を自己負担することになります。 申請により後で９割（８割又は７割）が支払われます。（償還払い）
１年６か月間 滞納した場合	一旦全額を利用者が負担し、後ほどお返しする９割（8割又は７割）分のうち、滞納保険料額に対し著しく高額にならない範囲で支払いが一時差し止めらます。なお、滞納が続く場合には、差し止められた分から滞納保険料額分を控除することがあります。
２年以上 滞納した場合	滞納した期間に応じて利用者負担が１割又は２割の方は３割（３割の方は４割）に引き上げられます。また高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、食費・居住費等の減額が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情により納められない場合は、高齢介護課介護保険係にご相談ください。

在宅サービスの利用限度額

在宅サービスでは、要介護度等に応じて１か月当たりの介護保険で利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額を超えてサービスを利用した場合は、その超えた部分については保険外となり、全額自己負担となります。

●在宅サービスの支給限度額と自己負担額

要介護度	１か月の支給限度額	１か月の自己負担額		
		１割の場合	２割の場合	３割の場合
要支援１（チェックリスト該当者）	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援２	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護１	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護２	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護３	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護４	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護５	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※　１単位10円の場合の金額です。

●上記の限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
- 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）
- 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

これらのサービスは限度額が個別に設けられています。

●施設に入所して利用するサービスについては、上記の限度額に含まれません。

例：要介護１で利用者負担割合が１割の方が、１か月に20万円のサービスを利用した場合

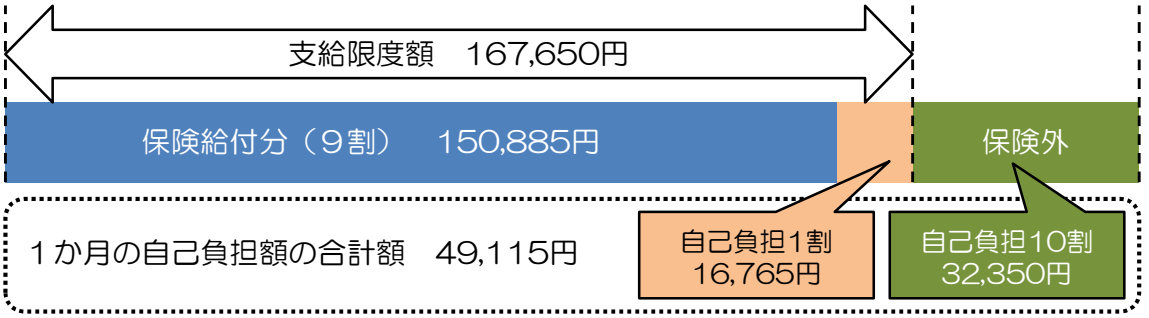

利用者負担が高額になったときは

高額介護(介護予防)サービス費

１か月に利用した介護（介護予防）サービス費について、支払った介護保険適用分の自己負担額が次の上限を超えた場合は、申請により超えた分が払い戻されます。

なお、特定福祉用具購入・住宅改修の自己負担分、施設での食費・居住費（滞在費）、日常生活費などは対象外です。

●自己負担の上限（月額）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">上限額</th></tr>
<tr><th>世帯</th><th>個人</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市民税
課税世帯</td><td>年収約1,160万円（課税所得690万円）以上の65歳以上の方がいる世帯</td><td colspan="2">140,100円</td></tr>
<tr><td>年収約770万円（課税所得380万円）以上
年収1,160万円（課税所得690万円）未満
の65歳以上の方がいる世帯</td><td colspan="2">93,000円</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない方</td><td colspan="2">44,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税
非課税世帯</td><td>課税年金収入額とその他の合計所得金額の
合計が80万円を超える方</td><td colspan="2">24,600円</td></tr>
<tr><td>・課税年金収入額とその他の合計所得金額の
合計が80万円以下の方
・老齢福祉年金受給者</td><td>24,600円</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護受給者</td><td></td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※１　「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を除いた額です。また、土地等の売却等により、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は特別控除額を除きます。

※２　平成30年度税制改革に伴う所得指標の見直しを行っています。

利用者負担が高額になったときは

高額医療合算介護(介護予防)サービス費

１年間（毎年８月１日～翌年７月31日）の医療保険及び介護保険サービス利用料の自己負担額の合計が、次の自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※同一世帯で同一医療保険に加入している場合は合算されます。

７月31日現在で加入している医療保険が国民健康保険や後期高齢者医療保険の場合、該当となる方には通知がありますので、市役所の市民総合窓口で申請をしてください。

また、７月31日現在で加入している医療保険が被用者保険の場合、最初に高齢介護課で介護保険自己負担額証明書の交付申請を行い、後日送付される証明書を添付して加入している医療保険の窓口で申請をしてください。

●自己負担限度額（70歳以上）（注１）

課税所得	限度額
６９０万円以上	212万円
３８０万円以上 ６９０万円未満	141万円
１４５万円以上 ３８０万円未満	67万円
一般所得者（注２） 145万円未満	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯で 所得が一定以下	19万円 （注３）

●自己負担限度額（70歳未満）（注１）

所得（基礎控除後の総所得金額）	限度額
901万円超	212万円
600万円超～ 901万円以下	141万円
210万円超～ 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

（注１）対象世帯に70歳以上と70歳未満が混在する場合、まず70歳以上の自己負担合計額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

（注２）収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

（注３）介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

介護予防・生活支援サービス

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

サービス事業対象者　要支援1・2

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事・排泄等の身体介助や医療的な観察が必要な方に対して支援を行います。利用者と一緒に行うなど、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
週１回程度のサービス	2,680円	268円
週２回程度のサービス	2,720円	272円
週２回を超える程度のサービス	2,870円	287円
20分未満のサービス	1,670円	167円

訪問型サービスA（生活援助サービス）

サービス事業対象者　要支援1・2

事業所の職員が自宅を訪問し、調理、掃除、買い物支援などの生活援助を行います。（身体介助は行いません。）利用者と一緒に行うなど、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
週１回程度のサービス	2,140円	214円
週２回程度のサービス	2,180円	218円
週２回を超える程度のサービス	2,300円	230円
20分未満のサービス	1,340円	134円

訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

サービス事業対象者　要支援1・2

『フレイル※』状態の改善を目指し、主に自宅の近くに通所型サービスC事業（次ページ）所が無く、通室できない方に、リハビリの専門家が訪問し、日常生活を送るために必要な筋力、体力の作り方や体の動かし方などのアドバイスを行います。（注：機能訓練ではありません）。月１回程度、最長３か月間

利用料は無料ですが、利用に当たっては、ケアプランに定められるほか、別途市の決定が必要です。

※フレイルとは、虚弱者で寝たきりの一歩手前の状態適切な介護予防に取り組むことで、健康に戻れる状態のこと

介護予防・生活支援サービス

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

サービス事業対象者　要支援1・2

通所介護施設で、食事や入浴などの身体介助などの支援を日帰りで提供します。必要に応じて、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）も提供します。

●自己負担の目安（１回につき）

内容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
1月の中で４回までのサービス	3,840円	384円
１月の中で５回から８回までのサービス	3,950円	395円

※選択的サービスや食事等の実費は、別途費用がかかります。

通所型サービスA（外出・交流サービス）

サービス事業対象者　要支援1・2

施設で、レクリエーションや食事の提供、入浴の見守りサービスなどを日帰りで提供します。主に外出や交流などを目的とした通所のサービスです。（身体介助は行いません。）

●自己負担の目安（１回につき）

内容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
1月の中で４回までのサービス	3,070円	307円
１月の中で５回から８回までのサービス	3,160円	316円

※選択的サービスや食事等の実費は、別途費用がかかります。

通所型サービスC（短期集中予防サービス）

サービス事業対象者　要支援1・2

『フレイル※』状態を改善して、元の「したいことができる」生活に戻れるように、リハビリ、管理栄養士、歯科衛生士などの医療の専門家が、チームになって、短期間の個別集中プログラムを提供します。３か月間、計12回の通室。一部訪問有り

利用料は無料ですが、利用に当たっては、ケアプランに定められるほか、別途市の決定が必要です。

主な対象要件

- ☑ ここ一年で、入院等で外出回数が減り、筋力、体力が低下した。
- ☑ 洗濯ものが干せない、掃除機が掛けるのがおっくう、長距離歩けず、買い物に行けなくなった、好きな趣味ができなくなったなど生活が不便になった。
- ☑新規に認定を受けた方や認定１年以内で介護サービス未利用の方

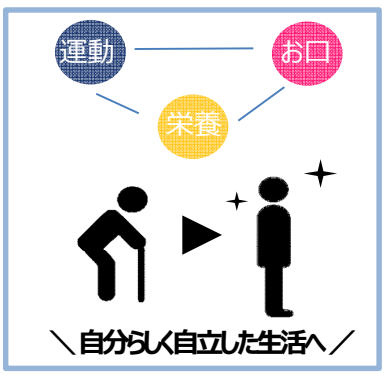

※フレイルとは、虚弱者で寝たきりの一歩手前の状態適切な介護予防に取り組むことで、健康に戻れる状態のこと

介護保険サービス

在宅サービス

居宅介護支援

要介護1～5

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者や家族と相談し、「介護サービス計画」を作成します。自己負担はありません。

介護予防支援

要支援1･2

地域包括支援センターが、利用者や家族と相談し、「介護予防サービス計画」を作成します。自己負担はありません。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護1～5

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介助や生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容		サービス費用	自己負担（1割の場合）
身体介護（食事、入浴、排せつなどのお世話）	20分未満	1,670円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円
生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物など）	20分以上45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
通院時の乗車・降車の介助	１回（片道）	990円	99円

訪問入浴介護･介護予防訪問入浴介護

要支援1･2　要介護1～5

自宅の浴槽で入浴が困難な場合などに、浴槽を持ち込んで入浴の介助を行います。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容		サービス費用	自己負担（1割の場合）
全身入浴	要支援１・２	8,520円	852円
	要介護１～５	12,600円	1,260円

介護保険サービス

在宅サービス

訪問看護・介護予防訪問看護

要支援1・2　要介護1～5

病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅へ看護師が訪問し、療養上のお世話や看護を行います。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容		予防（要支援１・２）		介護（要介護１～５）	
		サービス費用	自己負担（1割の場合）	サービス費用	自己負担（1割の場合）
訪問看護ステーションから	20分未満	3,020円	302円	3,130円	313円
	20分以上30分未満	4,500円	450円	4,700円	470円
	30分以上１時間未満	7,920円	792円	8,210円	821円
	１時間以上１時間30分未満	10,870円	1,087円	11,250円	1,125円
病院又は診療所から	20分未満	2,550円	255円	2,650円	265円
	20分以上30分未満	3,810円	381円	3,980円	398円
	30分以上１時間未満	5,520円	552円	5,730円	573円
	１時間以上１時間30分未満	8,120円	812円	8,420円	842円

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

要支援1・2　要介護1～5

病状が落ち着いて主治医が必要と認めた方の自宅へリハビリの専門家が訪問し、日常動作の自立や回復のための機能訓練を行います。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
リハビリテーション	3,070円	307円

●加算料金（１日につき）

内容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
短期集中リハビリテーション実施加算（退院・退所、認定日から３か月以内）	2,000円	200円

介護保険サービス

在宅サービス

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

要支援1・2　要介護1～5

自宅で療養している方のもとへ医師や薬剤師などが計画的に訪問し、療養上の管理や指導などを行います。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容	利用限度回数	サービス費用	自己負担（1割の場合）
医師が行う場合	月２回まで	5,140円	514円
歯科医師が行う場合	月2回まで	5,160円	516円
医療機関の薬剤師が行う場合	月２回まで	5,650円	565円
薬局の薬剤師が行う場合	月４回まで	5,170円	517円
歯科衛生士等が行う場合	月４回まで	3,610円	361円

通所介護（デイサービス）　利用定員19人以上の事業所

要介護1～5

通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援と、必要に応じて、その方に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を日帰りで提供します。

●自己負担の目安（１回につき）

通常規模の施設を７～8時間未満利用した場合　※送迎を含む。

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	6,550円	655円
要介護２	7,730円	773円
要介護３	8,960円	896円
要介護４	10,180円	1,018円
要介護５	11,420円	1,142円

※食費は別途自己負担となります。

●選択的サービス

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
個別機能訓練（１日）	560円	56円
栄養改善（１回）	2,000円	200円
口腔機能向上（１回）	1,500円	150円

介護保険サービス

在宅サービス

通所リハビリテーション（デイケア）

要介護1～5

通所リハビリテーション施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行います。

●自己負担の目安（１回につき）
通常規模の施設を６～7時間未満利用した場合　※送迎を含む。

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	7,100円	710円
要介護２	8,440円	844円
要介護３	9,740円	974円
要介護４	11,290円	1,129円
要介護５	12,810円	1,281円

※食費は別途自己負担となります。

●選択的サービス

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
栄養改善（１回）	2,000円	200円
口腔機能向上（１回）	1,500円	150円

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1･2

通所リハビリテーション施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションと、必要に応じて、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を日帰りで提供します。

●自己負担の目安（１か月につき）　※送迎・入浴を含む。

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要支援１	20,530円	2,053円
要支援２	39,990円	3,999円

※食費は別途自己負担となります。

●選択的サービス（１か月につき）

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
運動器機能向上	2,250円	225円
栄養改善	2,000円	200円
口腔機能向上	1,500円	150円

介護保険サービス

在宅サービス

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

要支援1・2　要介護1～5

介護者が一時的に介護できないときに、福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護を行います。

●自己負担の目安（１日につき）
短期入所専門施設の多床室を利用する場合

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要支援１	4,740円	474円	1,445円	855円	2,774円
要支援２	5,890円	589円			2,889円
要介護１	6,380円	638円			2,938円
要介護２	7,070円	707円			3,007円
要介護３	7,780円	778円			3,078円
要介護４	8,470円	847円			3,147円
要介護５	9,160円	916円			3,216円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

要支援1・2　要介護1～5

介護者が一時的に介護できないときに、医療施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、必要な医療を行います。

●自己負担の目安（１日につき）
介護老人保健施設の多床室を利用する場合

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要支援１	6,100円	610円	1,445円	377円	2,432円
要支援２	7,680円	768円			2,590円
要介護１	8,270円	827円			2,649円
要介護２	8,760円	876円			2,698円
要介護３	9,390円	939円			2,761円
要介護４	9,910円	991円			2,813円
要介護５	10,450円	1,045円			2,867円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

在宅サービス

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1・2　要介護1～5

有料老人ホームや介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）等の入所者に、介護や日常生活上の世話を行います。

●自己負担の目安（１日につき）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要支援１	1,820円	182円
要支援２	3,110円	311円
要介護１	5,380円	538円
要介護２	6,040円	604円
要介護３	6,740円	674円
要介護４	7,380円	738円
要介護５	8,070円	807円

※食費、日常生活費、滞在費は別途自己負担となります。

介護保険サービス

在宅サービス

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要支援1・2　要介護1～5

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。

品　目	貸与できる要介護度		
	要支援１・２ 要介護１	要介護２・３	要介護４・５
手すり（工事を伴わないもの）	○	○	○
スロープ（工事を伴わないもの）	○	○	○
歩行器 ・ 歩行補助つえ	○	○	○
車いす ・ 車いす付属品		○	○
特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品		○	○
床ずれ防止用具 ・ 体位変換器		○	○
認知症老人徘徊感知機器		○	○
移動用リフト(つり具を除く)		○	○
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のもの）	○	○	○
自動排泄処理装置（尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの）			○

・原則として対象となっていない品目も必要と認められた場合は、例外的に借りることができます。
・費用は、用具の種類や事業者によって異なりますが、利用者負担は１割、一定以上の所得がある方は２割又は３割です。
・原則として同一品目を重複して（車いすを2台等）は貸与できません。

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

要支援1・2　要介護1～5

入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します。

品　目	・腰掛便座　・排泄予測支援機器 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具　・簡易浴槽　・移動用リフトのつり具の部分

いったん費用の全額を支払っていただき、後日、市から保険給付分（９割、８割又は７割）の払い戻しを受ける仕組みです。ご利用に当たっては、あらかじめケアマネジャー等にご相談ください。

福祉用具販売事業所の指定を受けた事業所で購入した場合に限って支給対象となります。

●支給限度基準額　１年度（４月～翌年３月）につき10万円

在宅サービス

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

要支援1・2　要介護1～5

在宅で生活している方が、その居住する住宅において生活環境を整えるための住宅改修を行った場合に改修費を支給します。

対象となる工事
廊下、階段、浴室などへの手すりの取付け
段差解消のためのスロープ設置等
滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更等
開き戸から引き戸などへの扉の取替え
和式便器から洋式便器への便器の取替え
これらの改修に伴って必要となる工事

いったん費用の全額を支払っていただき、後日、市から保険給付分（９割、８割又は７割）の払い戻しを受ける仕組みです。ご利用に当たっては、工事着工前に申請が必要ですので、あらかじめケアマネジャー等にご相談ください。
（支給限度基準額　１人につき20万円）

●手続きの流れ

相談・検討
高齢介護課窓口やケアマネジャーに相談します。

事前申請
工事着工前に住宅改修の確認の申請をします。
申請には住宅改修が必要な理由書、見積書（原本）、写真、図面などが必要です。

工事
市の確認を受けてから工事に着工します。
工事完了後は、改修費用をいったん全額自己負担して工事業者に支払います。

事後申請
工事完了後に支給の申請をします。
申請には領収書、写真（日付入り）などが必要です。
後日保険給付分が振り込まれます。

※　介護保険の住宅改修と併用できる高齢者住宅整備補助もあります。
高齢者住宅整備補助については、35ページをご覧ください。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3~5

常時介護を必要とし、自宅で生活をすることが困難な寝たきりの方などが入所します。生活介護中心です。

※ 原則、要介護３以上の方が利用できます。（平成27年3月までに入所している方は除きます。）

●自己負担の目安（多床室　１か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要介護１	171,900円	17,190円	43,350円	25,650円	86,190円
要介護２	192,300円	19,230円			88,230円
要介護３	213,600円	21,360円			90,360円
要介護４	234,000円	23,400円			92,400円
要介護５	254,100円	25,410円			94,410円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

●自己負担の目安（ユニット型個室　１か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要介護１	195,600円	19,560円	43,350円	60,180円	123,090円
要介護２	216,000円	21,600円			125,130円
要介護３	237,900円	23,790円			127,320円
要介護４	258,600円	25,860円			129,390円
要介護５	278,700円	27,870円			131,400円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

平成27年４月から入所対象者は、原則、要介護３以上の方となりました。

要介護１又は要介護２の方でも、やむを得ない事情により在宅での生活が困難と認められる場合は、特例的に入所対象者となります。

施設サービス

介護老人保健施設

要介護1～5

病状の安定した方に、家庭生活復帰を目的とした機能訓練を中心とする医療ケアや介護を行います。リハビリや介護中心です。

●自己負担の目安（多床室　1か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要介護１	236,400円	23,640円	43,350円	11,310円	78,300円
要介護２	250,800円	25,080円			79,740円
要介護３	269,400円	26,940円			81,600円
要介護４	284,700円	28,470円			83,130円
要介護５	300,900円	30,090円			84,750円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

介護医療院

要介護1～5

長期にわたり療養が必要な方に対し、療養上や看護、医学的管理の下、介護などの世話や機能訓練、その他必要な医療等を行います。

●自己負担の目安（多床室　1か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要介護１	247,500円	24,750円	43,350円	11,310円	79,410円
要介護２	280,200円	28,020円			82,680円
要介護３	351,300円	35,130円			89,790円
要介護４	381,300円	38,130円			92,790円
要介護５	408,600円	40,860円			95,520円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

地域密着型サービス

地域密着型通所介護（デイサービス） 利用定員が18人以下

要介護1～5

小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援と、必要に応じて、その方の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を日帰りで提供します。

●自己負担の目安（１日につき）
７～8時間未満利用した場合　※送迎を含む。

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	7,500円	750円
要介護２	8,870円	887円
要介護３	10,280円	1,028円
要介護４	11,680円	1,168円
要介護５	13,080円	1,308円

※食費は別途自己負担となります。

●選択的サービス

内　　容	サービス費用	自己負担（1割の場合）
個別機能訓練（１日）	560円	56円
栄養改善（１回）	2,000円	200円
口腔機能向上（１回）	1,500円	150円

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要支援1･2　要介護1～5

認知症の高齢者の方を対象に、施設への通所による専門的なケアを行います。

●自己負担の目安（１日につき）
併設型の施設を７～8時間未満利用した場合　※送迎を含む。

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要支援１	7,710円	771円
要支援２	8,620円	862円
要介護１	8,920円	892円
要介護２	9,870円	987円
要介護３	10,840円	1,084円
要介護４	11,810円	1,181円
要介護５	12,760円	1,276円

※食費は別途自己負担となります。

介護保険サービス

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5

認知症の高齢者の方が、介護職員による介護を受けながら、共同生活を行います。

●自己負担の目安（１か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	225,600円	22,560円
要介護２	236,100円	23,610円
要介護３	243,300円	24,330円
要介護４	248,100円	24,810円
要介護５	253,200円	25,320円

※食費、居住費などは別途自己負担となります。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2

軽度の認知症が心配される高齢者の方が、介護職員による介護を受けながら、共同生活を行います。
※要支援２の方のみ利用できます。

●自己負担の目安（１か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要支援２	224,400円	22,440円

※食費、居住費などは別途自己負担となります。

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護･介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1･2　要介護1～5

日中の「通い」サービスの提供を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供します。

●自己負担の目安（１か月につき）
事業所と同一の建物に居住していない場合

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要支援１	34,380円	3,438円
要支援２	69,480円	6,948円
要介護１	104,230円	10,423円
要介護２	153,180円	15,318円
要介護３	222,830円	22,283円
要介護４	245,930円	24,593円
要介護５	271,170円	27,117円

※食費、宿泊費などは別途自己負担となります。

定期巡回･随時対応型訪問介護看護

要介護1～5

日中、夜間を通じて、ホームヘルパーや看護師等が連携しながら、定期的な巡回又は通報により自宅を訪問し、入浴、排泄等のお世話や看護等の対応を行います。

●自己負担の目安（１か月につき）
訪問看護サービスを行う場合

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	83,120円	8,312円
要介護２	129,850円	12,985円
要介護３	198,210円	19,821円
要介護４	244,340円	24,434円
要介護５	296,010円	29,601円

地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護

要介護1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●自己負担の目安（１か月につき）
事業所と同一の建物に居住していない場合

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	124,380円	12,438円
要介護２	174,030円	17,403円
要介護３	244,640円	24,464円
要介護４	277,470円	27,747円
要介護５	313,860円	31,386円

※食費、宿泊費などは別途自己負担となります。

地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

要介護3~5

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●自己負担の目安（多床室　１か月・30日当たり）

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要介護１	174,600円	17,460円	43,350円	25,650円	86,460円
要介護２	195,300円	19,530円			88,530円
要介護３	216,600円	21,660円			90,660円
要介護４	237,600円	23,760円			92,760円
要介護５	258,000円	25,800円			94,800円

※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

入所対象者は、原則、要介護３以上の方です。

要介護１又は要介護２の方でも、やむを得ない事情により在宅での生活が困難と認められる場合は、特例的に入所対象者となります。

夜間対応型訪問介護

要介護1~5

夜間に定期的な巡回又は通報により、ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事等のお世話、緊急時の対応を行います。

●自己負担の目安
基本対応の場合

	サービス費用	自己負担（1割の場合）
１か月	10,250円	1,025円

共生型サービス

障がい福祉サービス事業所において、65歳以上の利用者が、引き続き同じ事業所でサービスを受けられるように、「共生型サービス」が新しく設けられました。

共生型訪問介護

要介護1～5

障がい福祉制度における居宅介護等の指定を受けている事業所が、介護保険サービス事業所の指定を受け、これまで障がい福祉サービスを受けていた方に対して、引き続き同じ事業所が身体介助や生活援助を行います。

●自己負担の目安（１回につき）

内　　容		サービス費用	自己負担（1割の場合）
身体介護（食事、入浴、排せつなどのお世話）	20分未満	1,670円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円
生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物など）	20分以上45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
通院時の乗車・降車の介助	１回（片道）	990円	99円

※　障がい福祉制度の居宅介護事業所が訪問介護を行った場合

共生型サービス

共生型通所介護(デイサービス）利用定員　19人以上の事業所

要介護1～5

障がい福祉制度における生活介護等の指定を受けている事業所が、介護保険サービス事業所の指定を受け、これまで障がい福祉サービスを受けていた方に対して、引き続き同じ通所介護事業所において、食事や入浴などの日常生活上の支援を行います。

●自己負担の目安（１日につき）
通常規模の事業所を７～8時間未満利用した場合　※送迎を含む

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	6,090円	609円
要介護２	7,190円	719円
要介護３	8,330円	833円
要介護４	9,470円	947円
要介護５	10,620円	1,062円

※障がい福祉制度の生活介護事業所が、デイサービスを行った場合

共生型地域密着型通所介護(デイサービス）利用定員　18人以下の事業所

要介護1～5

障がい福祉制度における生活介護等の指定を受けている事業所が、介護保険サービス事業所の指定を受け、これまで障がい福祉サービスを受けていた方に対して、引き続き同じ通所介護事業所において、食事や入浴などの日常生活上の支援を行います。

●自己負担の目安（１日につき）
併設型の事業所を７～8時間未満利用した場合　※送迎を含む

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の場合）
要介護１	6,980円	698円
要介護２	8,250円	825円
要介護３	9,560円	956円
要介護４	10,860円	1,086円
要介護５	12,160円	1,216円

※障がい福祉制度の生活介護事業所が、デイサービスを行った場合

共生型サービス

共生型短期入所生活介護・共生型介護予防短期入所生活介護

要支援1・2　要介護1～5

障がい福祉制度における短期入所（ショートステイ）の指定を受けている事業所が、介護保険サービス事業所の指定を受け、これまで障がい福祉サービスを受けていた方に対して、引き続き同じ短期入所事業所において、日常生活上の介護を行います。

●自己負担の目安（１日につき）
短期入所専門事業所の多床室を利用する場合

要介護度	サービス費用	①自己負担（1割の場合）	②食費	③滞在費	合　計 ①＋②＋③
要支援１	4,100円	410円	1,445円	855円	2,710円
要支援２	5,110円	511円			2,811円
要介護１	5,480円	548円			2,848円
要介護２	6,120円	612円			2,912円
要介護３	6,780円	678円			2,978円
要介護４	7,420円	742円			3,042円
要介護５	8,040円	804円			3,104円

※障がい福祉制度の短期入所（ショートステイ）事業所が、短期入所サービスを行った場合
※サービス費用と食費、滞在費は基本的な額であり、施設によって異なります。

利用者の負担軽減制度

食費･居住費（滞在費）の負担限度額

所得が低い方に対して、施設サービスやショートステイを利用したときにかかる食費・居住費（滞在費）の負担を軽くする制度です。施設等で契約された食費・居住費（滞在費）についての負担限度額を超えた差額が保険給付されます。

この制度を利用するためには申請が必要です。

●対象者

次の要件のすべてを満たす方です。

①本人を含む世帯全員が市民税非課税であること。

②配偶者が本人と別の世帯になっている場合、配偶者が市民税非課税であること。

③預貯金等が各段階の基準以内であること。

※預貯金等の対象・・・現金、預貯金、有価証券、金・銀など

（１日当たりの本人負担額）

負担段階	対象要件		居住費				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
	認定要件 預貯金額	基準費用額	2,006円	1,668円	特養　1,171円 老健・医療院 1,668円	特養　855円 老健・医療院 377円	1,445円	
第1段階	生活保護受給者 又は 老齢福祉年金受給者 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下		820円	490円	特養　320円 老健・医療院 490円	0円	300円	300円
第2段階	年金収入等（注釈1） 80万円以下 単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下		820円	490円	特養　420円 老健・医療院 490円	370円	390円	600円
第3段階①	年金収入等 80万円超120万円以下 単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下		1,310円	1,310円	特養　820円 老健・医療院 1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超 単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下		1,310円	1,310円	特養　820円 老健・医療院 1,310円	370円	1,360円	1,300円

（注釈1）

【年金収入等】とは、課税年金、非課税年金（遺族年金、障害年金など）及び前年の合計所得金額を合わせた額です。

※　この負担額については、高額介護（介護予防）サービス費の対象にはなりません。

※　制度改正により、令和3年8月から利用者負担段階、食費の本人負担限度額及び預貯金等の支給要件基準が変わりました。

利用者の負担軽減制度

社会福祉法人の軽減制度

低所得で特に生計が困難な場合に、社会福祉法人が経営する施設では、介護サービス利用料の軽減制度を実施しています。

この制度を利用するためには申請が必要です。

対　象　者	市民税非課税世帯で、次の要件のすべてを満たす方 （旧措置入所者で利用者負担割合５％以下の方は除く。） ①世帯の年間収入金額が150万円（世帯が２人以上の場合は、世帯主以外の世帯員１人につき50万円を加算した金額）以下であること。 ②預貯金等が単身世帯で350万円（世帯が２人以上の場合は、世帯主以外の世帯員１人につき100万円を加算した金額）以下であること。 ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無いこと。 ④負担能力のある人に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
対象サービス	・訪問介護 ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・通所介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型通所介護 ・介護老人福祉施設サービス ・訪問型サービス ・通所型サービス
軽減割合	介護サービス費及び食費・居住費の25/100（老齢福祉年金受給者は50/100）が軽減されます。

対　象　者	生活保護受給者
対象サービス	・（介護予防）短期入所生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人福祉施設サービス
軽減割合	個室の居住費（滞在費）の全額が軽減されます。

在宅で生活し続けるための支援

高齢者が安心して暮らせるためのサービス

緊急通報装置貸与

65歳以上のみの世帯の方

本人の安否確認や、必要に応じて緊急連絡先への連絡等を行うための緊急通報装置（住宅用火災警報器付）を貸し出します。

※65歳未満で「持病」や「障がい」を理由に安否確認が必要な方は、ご相談ください。

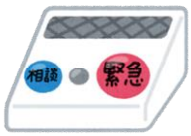

福祉電話貸与

65歳以上のみの世帯で市民税非課税の方

電話をお持ちでない方に福祉電話を貸し出します。

※生活保護世帯以外の方は、基本料金の助成があります。

※65歳未満で「持病」や「障がい」を理由に連絡手段が必要な方は、ご相談ください。

高齢者等見守り事業

65歳以上のみの世帯など声掛けが必要な方

いつまでも元気に安心して暮らせるよう、地域の方などがボランティアとして定期的に自宅を訪問し声掛け活動を行います。また必要な方には、簡単な生活支援を行います。

■対象者

65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯
家族と同居しているが日中一人になる65歳以上の方
その他、声掛けが必要な方（障害手帳をお持ちの方など）

※ 声掛けボランティアの登録は、36ページのセカンドライフ応援ステーション、37ページの高齢者介護予防有償ボランティア活動事業を御参照ください。

在宅介護を支援するサービス

介護予防・在宅療養手帳の配布

在宅で介護をしている方

在宅で療養している方が、安心して、より自立した生活を送ることができるように、本人・家族の意向、家庭での様子やサービス提供内容、提供時の様子等について、利用者本人・家族・医療・介護（福祉）サービス提供者が互いに情報を共有するための連絡帳です。ケアマネジャー等を通じて配布します。

紙おむつ購入費助成

要介護1～5の在宅の方

在宅で紙おむつが必要な方に、紙おむつ購入費助成券を交付します。
（４月・７月に交付）

■助成額

市民税課税世帯　　月額2,000円
市民税非課税世帯　月額4,000円

在宅で生活し続けるための支援

在宅介護を支援するサービス

在宅介護支援金支給

要介護3～5の在宅の方　要介護3～5の方を在宅で介護している方

市内在住の要介護３以上の在宅要介護者の方又はその介護をする方に、月額6,000円の支援金を支給します。
（４月・８月・12月に支給）

家族介護支援事業

在宅で介護をしている方

介護技術の講習や介護サービスの情報提供、介護者の健康づくり、情報交換などを実施します。

高齢者住宅整備補助

要支援1･2、要介護1～5の在宅の方

自宅で生活するために必要な住まいの改修費の一部を補助します。（改修内容に制限があります。）

※介護保険の「住宅改修費」と併せて利用できます。

※利用に当たっては、事前にご相談ください。工事着工前に審査を受ける必要があります。

■補助要件　次のすべてを満たす必要があります。
- おおむね65歳以上の要支援１・２、要介護１～５の方
- 世帯員の前年の収入合計額が600万円未満
- 本人又は親族が所有し、かつ本人が居住している既存の住宅に行う工事（新築や全面的な建替は除きます。）

■対象工事
- 居室又は廊下等の改造
- トイレの改造
- 浴室の改造
- 玄関の改造
- 段差解消機又は階段昇降機の設置
- ホームエレベーターの設置

■補助限度額　30万円

■補助率　生活保護世帯　100%
所得税非課税世帯　75%
所得税課税世帯　50%

介護予防に関する取組

要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防の取組を実施しています。

運動や健康づくりの取組

さんちゃん健康体操

おおむね65歳以上の方

運動機能の向上や認知症予防などに効果がある市オリジナルの体操です。
市内6か所の定期会場は、申込み不要で、参加費も無料です。

■定期会場

会　　場	実施日	時　　間
厚生福祉会館	毎週 月曜	10時～11時
ソレイユ三条	第1・3・5水曜	10時～11時
嵐南公民館	毎週 金曜	14時～15時
サンファーム三条	毎週 水曜	10時～11時
栄寿荘	毎週 月曜	14時～15時
下田公民館	毎週 火曜	14時～15時

“ちょこっと”筋トレ

テレビを見ながら、歯を磨きながら“いつでも、どこでも、誰でも”手軽にできる筋トレです。リーフレットを健康づくり課や各公民館などで無償配布しています。

■問合せ　健康づくり課保健指導係　TEL 0256-34-5445

健康教育・健康相談

生活習慣病予防、心の健康、熱中症予防等に関する講話や健康に関する個別の相談に応じます。

■問合せ　健康づくり課保健指導係　TEL 0256-34-5445

外出や社会参加を進めるための取組

セカンドライフ応援ステーション

おおむね55歳以上の方

「働きたい」「ボランティアをしたい」「学びたい」「参加したい」といった、人生のセカンドステージを充実させたい人の社会参加に関する相談に応じ、情報の提供や希望する活動へのマッチングを行います。

セカンドライフ応援ステーションに登録すると、ボランティア、学び、イベントなど様々な情報がダイレクトメールで毎月届きます。タイムリーに情報が届くメールマガジンの登録もあります。

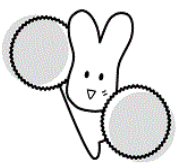

■問合せ
セカンドライフ応援ステーション　TEL 0256-47-0033

■パソコンの方
URL　https://secondsanjo.wixsite.com/second-sanjo

↑QRコードを読み込むとメールマガジンの登録ができます。

介護予防に関する取組

外出や社会参加を進めるための取組

高齢者介護予防有償ボランティア活動事業

65歳以上の方と65歳以上の方の介護予防等を支援する方

介護予防や健康づくりを目的として、セカンドライフ応援ステーションから紹介を受けたボランティア活動を行い、謝礼金を受ける事業です。

■謝礼金

- 1回　　500円
- 高齢者等見守り事業　高齢者等への声掛け活動 ……1か月　300円
  高齢者等への声掛け及び簡単な生活支援 …1か月　500円
  ※高齢者等見守り事業については、34ページを御参照ください。

介護予防教室

おおむね60歳以上の方

気軽に集まり、交流するとともに、楽しみながら介護予防に取り組むことができる場を提供します。

施設名	実施日	利用料
中央いきいきセンター	水・金曜日	200円※
田島いきいきセンター	月・木曜日	200円※
AOZORA介護予防教室	月・水・金曜日	無料
老人福祉センター栄寿荘	火・木曜日	100円※
特別養護老人ホームいっぷく	水曜日・第２・第4木曜日	無料

※昼食希望の方は別途費用がかかります。

高齢者交流事業

高齢者の交流を促進するため、お部屋を無料で開放しています。

施設名	住所	利用できる部屋
三条ものづくり学校	桜木町12番38号	108号室（和室１）

老人福祉センター

生きがいづくり、健康増進等の場を総合的に提供します。
総合福祉センターには入浴施設（利用料250円）もあります。

施設名	住所
老人福祉センター栄寿荘	福島新田丁1015番地1
総合福祉センター	東本成寺2番1号

介護予防に関する取組

口腔機能向上・栄養改善の取組

お口すこやか訪問（口腔機能向上個別訪問指導）

サービス事業対象者のうち、口腔機能の低下に該当した方

口腔機能（かむ力、飲み込む力）の衰えにより、ムセがある、かみにくくなったなどの自覚症状がある方に対し、口腔機能を向上させるため、歯科衛生士が３か月間に３回自宅を訪問し、歯みがきの方法やお口の体操などの指導を行います。

栄養いきいき訪問（栄養改善個別訪問指導）

サービス事業対象者のうち、低栄養に該当した方

痩せ気味の方で、ここ６か月で体重が２～３kg減少したなど、低栄養状態が心配される方、又は、糖尿病や高血圧症などで食事制限の必要があり医師による指示があった方に対し、栄養状態の改善のため、管理栄養士が4か月間に３回自宅を訪問し、疾病や身体の状態に合った栄養バランスを整える食事のとり方などの指導を行います。

要支援認定者無料歯科検診

要支援1・2

要介護の原因である病気と関連が深いお口の状態を悪くさせないために、「要支援」認定と判定された方に歯科検診の無料受診券を送ります。検診方法は、通院、訪問のどちらかを選べます。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、障がい福祉、生活支援サービスをそれぞれの資源の垣根を越えて補いながら、安定的に提供できる環境を整備するものです。

病気や介護が必要になっても、次のように医師と専門職がお互いに協力し合い、在宅で療養している人や介護を受ける人の生活を支えます。

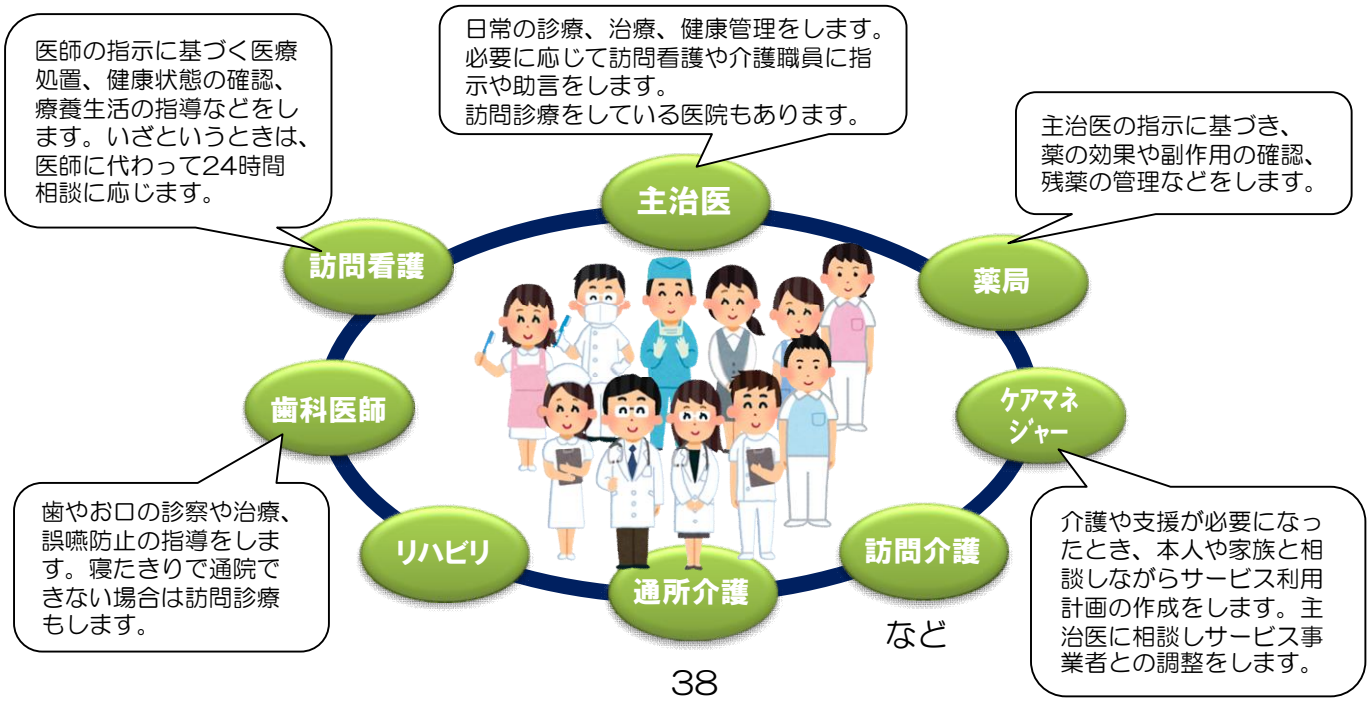

在宅医療・介護連携に関する取組

三条ひめさゆりネット

医療機関や介護サービス事業所などが利用者の医療・介護・生活の状況をネットワーク上でリアルタイムに共有し、より良い生活に向けてチームで支援を行うための仕組みです。

また、いざという時の備えのため、医療情報や緊急連絡先を登録しておくことで、救急搬送時にも役立ちます。

リアルタイムで情報共有

医療・介護の関係者が日々の様子をリアルタイムに共有することで適切な治療やケアにつなげます。

救急搬送に活用

本人や家族から情報を聞き取れなくても、かかりつけ医や病歴等を確認することができ、迅速な救急搬送に活用します。

在宅療養上のメリット

薬の情報共有

使用している薬等の情報を共有することができ、適切な支援につなげることができます。

早期治療

皮膚トラブルなどを写真で正確に情報共有することができ、適切な治療を早期に受けられます。

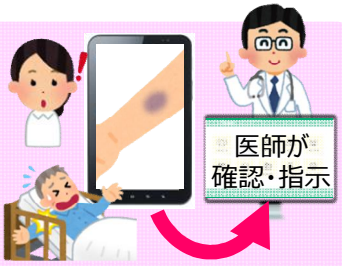

認知症に関する取組

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り・支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。無料の出前講座を行っています。

身に付けた知識を生かせるように、地域の見守りや介護施設のボランティアなど実際の活動につなぐための、実践的なフォローアップ講座も開催しています。

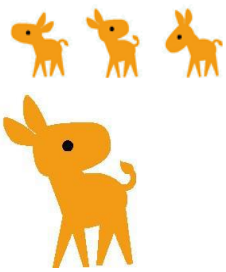

「これって認知症？」認知症簡易チェック

パソコンや携帯電話を使い、質問にチェックを入れるだけで、簡単に認知症のリスクや状態に応じた相談先を確認することができます。本人が自己チェックする「わたしも認知症？」と、家族・介護者向けの「これって認知症？」の2種類あります。（右記のQRコードからチェックできます。パソコンの方はURL http://fishbowlindex.net/sanjo/）

認知症に関する取組

認知症ケアパス（認知症暮らしのガイドブック）

認知症の方の生活機能や心身の状況に合わせ、いつ、どこで、どのような支援を受ければ良いのかを示したガイドブックです。

認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業

認知症により一人歩き（徘徊）をするおそれのある方が行方不明になった際に早期発見、事故の未然防止のため、個人を特定する番号をつけた靴ステッカーを無料で配布します。（黄色の蛍光色です。）

もしも、靴ステッカーを貼った方が困っているときなどには、声かけをお願いします。

こんにちは」「どちらへお出かけですか」「大丈夫ですか」
特に次のような様子がみられたら、声をかけてみてください。
●夜間や早朝などにひとりでいるとき　●道端などに座り込んでいるとき
●赤信号でも横断しようとしたり、車道を歩くなどの危険な行動がみられたとき

声をかけても明確な回答が得られない場合は、ためらわずに110番または三条警察署（℡33－0110）に連絡してください。

※　認知症ケアパス・認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業は、最寄りの地域包括支援センター、もしくは高齢介護課へお問い合わせください。

見守り装置レンタル費用助成金

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の居場所を特定することを目的としたGPS機器(全地球測位システム)の利用を促進するため、GPS機器の試用等に係る借用に必要となる費用を助成します。

要　件	世帯区分	助成額	上限額
次に掲げる全てに該当する方 ●市内に住所を有すること。 ●65歳以上の者又は要介護認定を受けている者若しくは要支援認定を受けていること。 ●認知症等により徘徊するおそれがあると認められること。 ●病院に入院中でないこと。 ●介護保険施設等に入所中（短期入所を除く。）でないこと。	生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属するＧＰＳの利用者	初期費用（借用の登録又は契約に係る手数料等）の額及び月額費用（賃借料、通信料、手数料等）の額	初期費用１０,０００円/１回 ※１回のレンタル当たり１機種 (助成は２機種まで) 月額費用3,000円/月 ※全使用期間に助成
	上記以外のＧＰＳの利用者		初期費用１０,０００円/1回 ※１回のレンタル当たり１機種 (助成は２機種まで) 月額費用3,000円/月 ※１回当たり３か月まで

オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェとは、認知症の方やその家族、又は地域の方がお互いに交流したり、情報交換をしたりするところです。

悩みを分かち合ったり、お互いの経験を話したりして心の負担を軽減することや、認知症の人が地域や社会と関わりを持ち、楽しみを得ることでいきいきとした生活につなげることなどを目的としています。

オレンジカフェは、医療機関や介護サービス事業所が定期的に開催しています。

地域包括支援センターの担当地域ごとの市内５か所に認知症に関する相談窓口を持つ認知症カフェを設置しています。

認知症カフェの開催や相談窓口に関する情報は、別冊の事業所一覧又は広報さんじょう１日号「セカンドライフ応援通信」を御覧ください。

※開催内容等を記載した「さんじょうオレンジカフェマップ」を別途配布しています。

認知症に関する取組

難聴者補聴器購入費助成事業

難聴による認知症予防を目的として、聴力の低下により日常生活に支障をきたしている方に対し、補聴器購入費の一部を助成します。

要　件	世帯区分	助成額	上限額
身体障がい者手帳の交付対象とならない難聴の程度で以下を全て満たす方 ●三条市内に住所がある５０歳以上の方 ●片耳の聴力レベルが４０デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方 ●補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯又は市民税非課税世帯	購入費の額	５０，０００円
	市民税課税世帯	購入費の額の２分の１	２５，０００円

※必ず購入前の申請が必要です。
修理費や付属品単体の購入費は助成対象外です。
助成の交付を受けてから５年を経過するまで再度の申請はできません。
両耳分の購入でも上限額は片耳の場合と同額です。

わたしの安心ノート

もの忘れが進んだり、判断力が低下したりしても、自分の思いに沿った暮らし方をするために、医療や介護、財産管理など、自分自身のこれからのことを「考える」・「話し合う」・「備える」きっかけとなるノートです。
判断力が低下しても、家族や支援者が本人の意向を尊重するための指針となります。

（主な内容）
- もしもの時の連絡先
- わたしの家系図、年表
- わたしの好きなこと
- わたしの健康のこと（持病、かかりつけ医など）
- サポートが必要になったとき（介護、財産管理を頼みたい人など）
- わたしの財産のこと
- わたしの葬儀のこと、お墓のこと
- 友人・知人一覧

⇒ 市役所高齢介護課　高齢福祉係、栄・下田サービスセンター、公民館、地域包括支援センターで配布しています。
　市ホームページからもダウンロードできます。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

市が保険会社と契約し、保険料を負担することで、認知症の方が事故を起こし賠償責任を負った場合に備える保険への加入を支援します。

要　件	保険内容	補償金額
次を全て満たす方 ●三条市内に在住の方 ●要介護認定又は要支援認定を受けている方 ●認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上と判定された方 ●認知症等により徘徊するおそれがある方	認知症の方が起こした偶然の事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償額の補償を受けることができます。 （例）誤って線路内に立ち入り列車を運行不能にした　など	１事故につき最大１億円

権利擁護に関する取組

高齢者虐待の防止

高齢者虐待とは、高齢者の心に深い傷を負わせたり、高齢者の人権の侵害や尊厳を奪う行為のことをいいます。高齢者への虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」によって、禁止されています。

虐待が起こる原因

虐待は、高齢者と養護者のこれまでの人間関係や介護疲れ、経済的な問題など、様々な要因が絡み合って起こります。どこの家庭でも起こる可能性がある身近な問題です。

介護を抱え込まないで

介護者の方へ

熱心に介護している中でいつの間にか介護の負担が大きくなったり、周りに頼ることを遠慮して、一人で介護を担ってしまうこともあります。
「休むことも介護のうち」「頼ることも介護のうち」と考えて、休養を心がけましょう。

～介護を抱え込まないために～

＊介護の悩みや気になることがあれば、お近くの地域包括支援センターなど専門機関に相談しましょう。
＊介護保険サービスや地域の福祉サービスを上手に利用することで、介護負担を軽減しましょう。

●相談先
担当ケアマネジャーや担当地域包括支援センター　P44、45を参照

こんな行動、発言が実は虐待！

～暴力行為だけが虐待行為ではありません～

身体的虐待
- ●たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる
- ●ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与える　等

心理的虐待
- ●排泄などの失敗に対して恥をかかせる
- ●子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする　等

経済的虐待
- ●本人の生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- ●本人の年金や預貯金などを本人の意思・利益に反して使う　等

介護の世話の放棄・放任
- ●おむつ交換をしない、入浴させないなど不衛生な状態を放置する
- ●食事や水分を十分に与えない
- ●必要な医療・介護サービスを利用させない　等

性的虐待
- ●懲罰的に裸にして放置する
- ●キス、性器への接触、セックスを強要する　等

気付かずに虐待をしてしまうこともあります

□言うことを聞かないので、無視したりののしったりする
□認知症で徘徊するため、家に閉じ込める
□悪いことを分かってもらうため、叩いて教える。
□年金手帳、預金通帳などを管理して、本人に無断で使い込んでいる

権利擁護に関する取組

成年後見制度の内容

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の預貯金、不動産の管理（財産管理）や介護保険サービスの利用、施設入所の契約（身上監護）などについて、家庭裁判所に申立てを行い、支援する人を決めるものです。

法定後見制度

判断能力が不十分になった方の援助を裁判所に申し立て、本人を保護、支援する後見人等を決めます。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が代理人（任意後見人）と契約をします。

法定後見制度は、対象となる方の状態によって３つに分けられます。

補　助	保　佐	後　見
判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が常に欠けている方

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、親族等による申立てが不可能な方に対し、市長による後見開始の申立てを行います。

また、低所得者に対し、申立費用や後見人報酬の助成を行います。後見人報酬の助成額は、裁判所が決める金額と市で定める次の助成限度額を比べて低い方になります。

なお、後見人等が配偶者、直系血族または兄弟姉妹となる場合、後見人報酬の助成対象にはなりません。

■市の助成限度額　　在宅の場合 …… 1月当たり 28,000円
施設入所の場合 ……1月当たり 18,000円

介護保険サービスの相談、苦情

各介護保険サービス事業所には、苦情相談受付窓口があります。

相談したいこと、困ったことがあったら、まずはサービス事業者や居宅介護支援事業所のケアマネジャー、地域包括支援センターに相談してみましょう。

それでも、改善されない場合は、高齢介護課へご相談ください。

また、新潟県国民健康保険団体連合会（℡025-285-3022）へ申立てをすることもできます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。

介護や介護予防の相談のほか、高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者の権利を守るための相談にも応じます。

相談は、本人だけでなく、家族や高齢者を見守っている方などからも受け付けています。

地域包括支援センター嵐北

TEL 36-0620

〈担当圏域〉
嵐北圏域（第二・第三中学校区）

〈住所〉
東裏館三丁目６番58号
（特別養護老人ホームうらだての里 内）

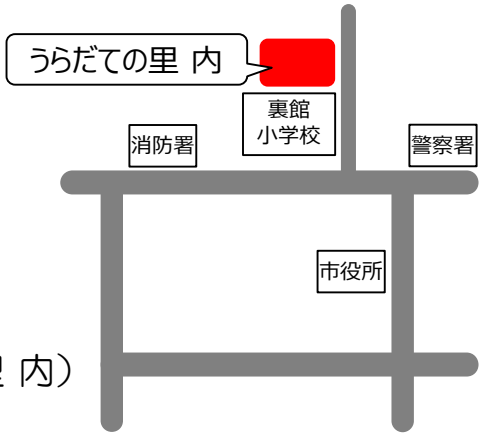

地域包括支援センター嵐南

TEL 36-5001

〈担当圏域〉
嵐南圏域（第一・本成寺中学校区）

〈住所〉
大野畑６番86-７号
（特別養護老人ホーム長和園 内）

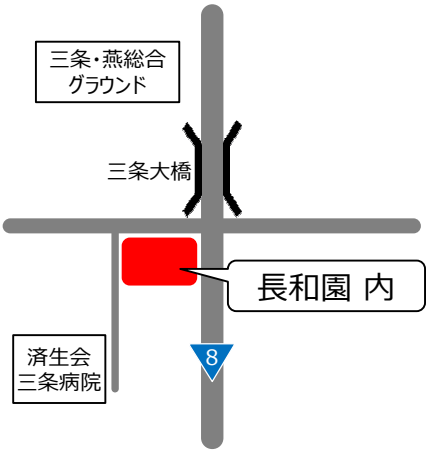

地域包括支援センター東

TEL 38-4455

〈担当圏域〉
井栗大崎・大島圏域
（第四・大崎・大島中学校区）

〈住所〉
塚野目2380番地２
（特別養護老人ホームつかのめの里 内）

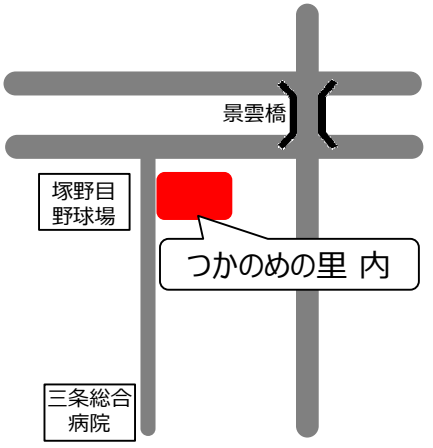

地域包括支援センター栄

TEL 45-7600

〈担当圏域〉
栄圏域（栄中学校区）

〈住所〉
福島新田丁1481番地１
（特別養護老人ホームさかえの里 内）

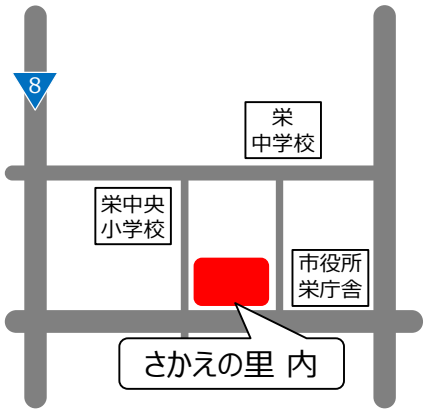

地域包括支援センター下田

TEL 46-3193

〈担当圏域〉
下田圏域（下田中学校区）

〈住所〉
荻堀830番地1
（市役所　下田庁舎 内）

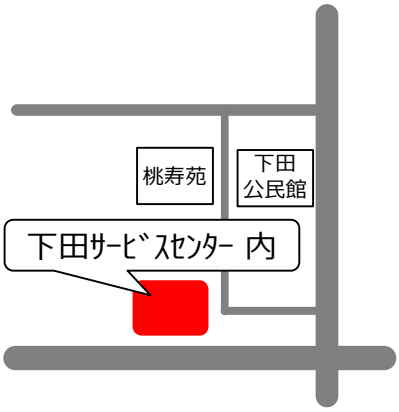

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士など専門的な知識を持った職員が、チームで対応しています。また、生活支援コーディネーターが地域住民による支え合い体制づくりを推進しています。

高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます。

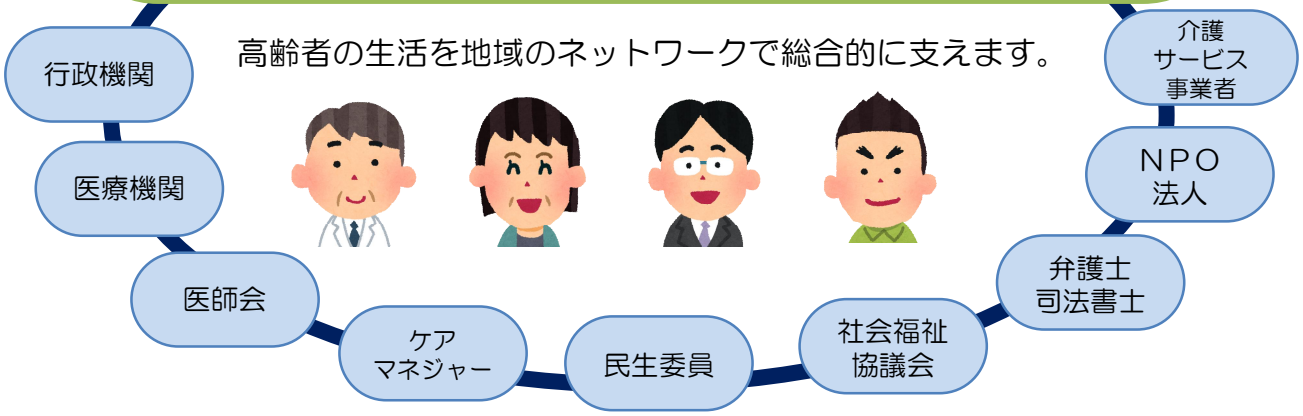

相談・問合せ先

内　容	担　当	連絡先	掲載ページ
要介護認定に関すること	高齢介護課 介護認定係	TEL 34-5475	4～5ページ
介護予防・生活支援サービス事業の利用手続に関すること	高齢介護課 介護認定係	TEL 34-5475	6～7ページ
利用者の負担に関すること	高齢介護課 介護保険係	TEL 34-5476	8～11ページ
介護保険で利用できるサービスに関すること	高齢介護課 介護保険係	TEL 34-5476	12～31ページ
介護保険サービス利用者の負担軽減制度に関すること	高齢介護課 介護保険係	TEL 34-5476	32～33ページ
在宅で生活し続けるための支援に関すること	高齢介護課 介護保険係	TEL 34-5476	34～35ページ
介護予防の取組に関すること	高齢介護課 企画調整係	TEL 34-5457	36～38ページ
地域包括ケアシステムに関すること	高齢介護課 地域包括ケア総合推進センター	TEL 47-1375	38ページ
在宅医療・介護に関すること	高齢介護課 地域包括ケア総合推進センター	TEL 46-8033	39ページ
認知症の取組に関すること	高齢介護課 地域包括ケア総合推進センター	TEL 47-1375	39～41ページ
権利擁護の取組に関すること	高齢介護課 高齢福祉係	TEL 34-5472	42～43ページ
介護保険サービスの相談・苦情に関すること	高齢介護課 介護認定係	TEL 34-5475	43ページ
地域包括支援センターに関すること	高齢介護課 地域包括ケア総合推進センター	TEL 47-1375	44～45ページ
上記の担当の他に各サービスセンターでも問い合わせ・相談・申請受付ができます。	栄サービスセンター総合窓口グループ　TEL 45-1110 下田サービスセンター総合窓口グループ　TEL 46-5906		